

# ○北しりべし廃棄物処理広域連合派遣職員の身分取扱い等に関する協定書

平成 14 年 6 月 28 日締結  
令和 5 年 9 月 1 日変更

小樽市（以下「甲」という。）と北しりべし廃棄物処理広域連合（以下「乙」という。）とは、甲が乙の派遣の求めに応じて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 17 の規定に基づき派遣する小樽市職員（以下「派遣職員」という。）の身分、給与その他の勤務条件に関し、次のとおり協定を締結する。

## （身分）

第 1 条 乙は、派遣職員を乙の職員に併せて任命するものとする。

2 乙は、派遣職員の身分については、甲の同等職にある職員より不利にならないよう取り扱うものとする。

## （派遣期間）

第 2 条 派遣職員の派遣期間は、3 年間とする。ただし、甲又は乙において必要があるときは、甲乙協議の上、その期間を短縮し、又は延長することができる。

## （給与等）

第 3 条 派遣職員の給与及び児童手当は、乙の関係規程及び法令を適用して乙が負担し、支給する。

2 派遣職員の昇給は、甲及び乙においてそれぞれ発令するものとする。この場合において、甲は、速やかに当該発令事項を乙に通知しなければならない。

## （旅費）

第 4 条 派遣職員の旅費は、乙の関係規程を適用して、乙が負担し、支給する。

## （勤務時間、休日等）

第 5 条 派遣職員の勤務時間、休日その他の勤務条件及び服務については、乙の関係規程を適用する。

## （分限及び懲戒）

第 6 条 派遣職員の分限処分は、甲に協議の上、乙がその関係規程を適用して行う。

2 派遣職員の懲戒処分は、甲乙協議の上、甲又は乙がその関係規程を適用して行う。

## （公務災害補償等）

第 7 条 派遣職員に対する公務災害補償等は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）及び乙の関係規程を適用して補償する。この場合における補償の手続は、乙が行うものとし、同法に基づく事業主負担は、乙が負担する。

## （福利厚生）

第 8 条 派遣職員は、派遣期間中においては、乙の職員が加入する北海道都市職員共済組合の組合員及び小樽市職員福利厚生会の会員とする。

2 北海道都市職員共済組合の事業主負担金は、乙の負担とする。

3 暫定再任用派遣職員（北しりべし廃棄物処理広域連合職員の定年に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 5 年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第 3 号）附則第 7 条に規定する職員をいう。）に係る前 2 項の規定の適用については、第 1 項中「及び」とあるのは、「厚生年金保険及び雇用保険の被保険者並びに」と、前項中「北海道都市職員共済組合」とあるのは「北海道都市職員共済組合、厚生年金保険及び雇用保険」とする。

4 乙は、甲が実施する福利厚生事業に派遣職員を積極的に参加させるよう配慮しなければならない。

## （職員組合）

第 9 条 派遣職員のうち当該派遣の際自治労小樽市役所職員労働組合（以下「職員組合」という。）の組合員である職員については、派遣期間中においても、職員組合の組合員とする。ただし、派遣期間中に地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 52 条第 3 項に規定する管理職員等になった場合は、この限りでない。

## （健康管理）

第10条 派遣職員の健康管理は、乙が行うものとする。

2 前項の健康管理に係る事業主負担金は、乙が負担するものとする。

(身分等の変動に係る通知)

第11条 派遣職員の身分、健康等に変動が生じたときは、そのつど、甲と乙とが互いに通知するものとする。

(協定の効力等)

第12条 この協定は、平成14年7月1日からその効力を発生する。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成14年6月28日

甲 小樽市長臨時代理  
小樽市助役 小坂 康平

乙 北しりべし廃棄物処理  
広域連合長 山田 勝麿